

令和3年10月11日

静岡県立御殿場南高等学校
生徒の皆様

(株)JTB 静岡支店
〒420-0857 静岡市葵区御幸町5-9
静岡フコク生命ビル8階
TEL054-251-2398
担当者 八田 諒太郎

2021年度 修学旅行説明会

1. ご旅行案(予定)

①旅程

日次	月日曜	行程	宿泊	食事
1	12月1日 (水)	8:00 配車 大型5台ガイド無し (新東名高速経由) ※生徒乗車 ※テーブルマナー、職業講話 学校 ― 御殿場 IC ― 駿河湾沼津 SA(下り) ― 清水 IC ― 清水港 ― 日本平ホテル(昼食) ― 8:15 8:45/9:00 9:45/11:00 11:30/13:30 乗船前に講話、クルーズは30分 ― 日本平久能山スマート IC ― 吉田 IC ― 富士山静岡空港 ― 相良牧之原 IC ― 三方原スマート IC ― (東名高速経由) 職業講話 (東名高速経由) 14:30/16:30 ― ホテル(夕食、泊) ― 17:45 到着後夕食	<浜松> グランドホテル浜松 1名1室利用 1泊2食 予約済み 〒432-8036 静岡県浜松市中区 東伊場1丁目3-1	朝: × 昼: ○ 夕: ○
2	12月2日 (木)	8:45 配車 大型5台ガイド無し ホテル(朝食) ― クラス別研修(SDGs 学習) ― 浜名湖グルメパーク(昼食) ― 浜松 IC ― 9:00 9:30/11:30 12:00/13:00 ※生徒下車 ― 駿河湾沼津 SA(上り) ― 御殿場 IC ― 学校 ― 14:30/14:45 15:15		朝: ○ 昼: ○ 夕: ×

2. 修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対応について

①旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインの徹底

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、観光庁や感染症専門医等の指導により作成された旅行業ガイドライン、その他の関連機関・業界のガイドラインを参考に、一般社団法人日本旅行業協会等により「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」が作成されております。弊社として、各種ガイドライン「国内修学旅行の手引き」に準拠した感染予防対策の実施に努めるとともに、新型コロナウイルスの最新の知見と各関連施設の受入体制を踏まえて、学校様、生徒様や保護者様の皆様に安心・安全な修学旅行の場を提供すべく、最大限の努力と支援を行って参ります。

②生徒の皆様、保護者の皆様へのご協力をお願い

- (1) 旅行中の感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、乗り物乗車中や食事中、大浴場利用中の会話を控える等）の実施と理解・協力をお願い致します。
- (2) 同居のご家族も含め、生徒様の出発前の健康観察を徹底し、発熱・体調不良者の参加は取り止めて頂けるようご協力をお願い致します。
- (3) 国内においても感染者と濃厚接触がある場合は、保健所や医療機関の指示のもと参加の判断を頂きます。
- (4) 出発前に体調確認（体温、体調チェック）を行っていただき、発熱や感染の疑いのある症状がある場合には、旅行参加を取り止めていただくことを推奨します。
- (5) 旅行中も朝・夕の定期的な検温を実施し、体調不良者の発生等の場合には特段の配慮をお願い致します。
- (6) 旅行中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち(1日1枚以上)として、共用はしないようにご指導頂くことを推奨します。
- (7) 食事アレルギーや既往症の事前調査に加えて、新型コロナによる重症化リスクの可能性も事前に把握して頂き主治医の見解を確認のうえ、学校との協議により参加の是非を検討願います。
- (8) 旅行持参物については、タオルやハンカチの他にマスク（1日1枚以上）携帯消毒液、体温計、ウェットティッシュ、使用済のマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋の準備をご推奨致します。

③各関係機関における対策について

観光バスについて

大型観光バスは「外気導入モード」時、車両の前方と屋根上のエアコンから新鮮な空気を取り入れることによって、概ね5分で車内の空気を入れ替えることができます。その他、営業所、乗務員の対策に関しては公益社団法人日本バス協会などのガイドラインに則り対応いたします。

宿泊施設について

消毒用アルコールを館内複数個所に設置し細目に消毒対応しております。調理場では次亜塩素酸水・次亜塩素酸ナトリウム・消毒用アルコールを適宜用いて、頻回消毒を実施しております。食事会場ならび入浴については、極力密にならないよう時程を組む工夫をいたします。その他、館内消毒従業員に関しては日本旅館協会などのガイドラインに則り対応いたします。

食事・体験入場施設について

従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底します。また、勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底いたします。施設内の見学経路や利用等において、可能な範囲で「密」を避ける工夫を講じて頂くように依頼致します。

④感染対応について

発熱・感染の疑いがある場合

発熱基準（37.5° 以上）を設け、引率責任者と相談の上、保健所に連絡し、感染の疑いのある該当者の状況や症状を伝えると同時に、濃厚接触者についても当局の指示に従います。

感染した場合の入院費・治療費について

新型コロナウイルスは「指定感染症」に指定されているため、PCR 検査および入院のための医療費・治療費は公費によって負担されます。また濃厚接触者についても、医師による勧告があった場合には検査・入院についても判定の結果にかかわらず、公費による負担の対象となります。（なお、公費による負担額は所得制限により満額とならないケースがあります）

⑤その他（よくある質問）

（Q 1）集合場所で検温を行い、熱が 37.5° 以上ありました。連れて行くことは可能ですか。

A：引率責任者と相談の上、ご遠慮いただく可能性があります。
その際、保護者様に集合場所までお迎えに来ていただきます。

（Q 2）生徒様のご家族に感染者が発生いたしました。修学旅行に参加させることは可能ですか。

A：各地区の保健所の判断となります。
当該生徒様と濃厚接触者の取消料については、規定の通り発生します。
学校様全体で修学旅行の実施を中止決定した場合、そのお申し出日基準に取消料をご請求させて頂くことになります。